

## 聖マリア病院 無線 LAN サービス利用規約

### (目的)

第 1 条 この規約は、患者および患者家族（以下、「利用者」という）を対象に、聖マリア病院（以下、「病院」という）が整備した無線 LAN サービス（以下、「本サービス」という）の利用に関し、必要な事項を定める。

### (規約の適用)

第 2 条 本サービス利用者は、本規約に同意したものとみなす。病院は、必要に応じて、予告なく本規約を改変することができる。

### (サービス内容)

第 3 条 本サービスの利用料金は無料とし、利用時間は 7 時～ 22 時までとする。

### (利用者が準備するもの)

第 4 条 利用者は、以下に掲げるものを準備しなければならない。なお、病院から機器の貸し出しは行わない。利用者が持ち込んだ機器は利用者自身が管理し、盗難や紛失、破損等について病院はその責めを負わない。

- (1) スマートフォン、タブレット等
- (2) 無線 LAN インターフェース
- (3) 閲覧ソフト等

### (本サービスの利用)

第 5 条 利用者は、無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

2. 本サービスに利用する機器への設定や操作の問合せについては、病院では一切受け付けない。
3. 本サービスに利用する機器のセキュリティ対策は、利用者が行う。
4. 本サービスについて、常に安定した接続環境を保証するものではない。
5. 利用者は、悪意のあるサイトまたは第三者により個人情報など盗聴される可能性があることを認識したうえで利用すること。
6. 他の利用者の迷惑とならないよう、配慮して利用すること。特に、音声については消音またはイヤホンを使用すること。
7. 病院は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録することができる。

### (禁止事項)

第 6 条 本サービスの利用にあたっては、以下の行為を禁止する。以下の行為が発覚した場合は、病院は直ちに当該通信を遮断することができる。

- (1) 第三者もしくは病院の著作権またはその他の権利を侵害する行為および侵害するおそれのある行為

- (2) 第三者もしくは病院の財産またはプライバシー権を侵害する行為および侵害するおそれのある行為
- (3) 第三者もしくは病院に不利益または損害を与える行為および与えるおそれのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 性風俗、宗教または政治に関する行為
- (6) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (7) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定または不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (8) ファイル共有ソフトの使用等著しく大量のデータを送受信する行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為または病院が不適切と判断する行為

(免責等)

- 第7条 利用者が無線 LAN を利用したことにより、利用者または第三者が被ったいかなる被害についても、病院は一切の責任を負わない。
2. 病院は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。
  3. 無線 LAN サービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、無線 LAN を通じて登録、提供または収集された利用者情報の消失、利用者の端末のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損または漏洩その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害については、病院はその責めを負わない。
  4. 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する。
  5. 無線 LAN への接続に係る利用者の機器設定は、利用者自身が行うこと。この場合において、接続する機種、OS、ソフト等により無線 LAN を利用できない場合であっても、病院はその責めを負わない。
  6. 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、病院はその責めを一切負わない。
  7. 病院は、無線 LAN における通信速度を保証しない。
  8. 利用者が多数の場合、無線 LAN に接続できなくなることがあるが、病院はその責めを負わない。

(附則)

- 第8条 この規約は、2018年12月17日から施行する。